

議案関連質疑（10月29日）

○議第 12 号議案 横浜市会議員のハラスメント防止等に関する条例の制定

1 井上 さくら 議員（井上さくら）＜2分＞

- ・ 条例案作成プロセス
 - ・ 運営委員会に所属しない議員を含めた合議が必要だったのでは
 - ・ 無所属や少数会派の議員からの意見はどう反映されたか
 - ・ 市民意見は十分反映されたか
- ・ 適用範囲 市民や関係事業者が被害を受けるケースも対象とすべきでは
- ・ 対象行為 治療や疾病、障がいや属性に関するハラスメントは明記していないが他と同等の扱い
- ・ 中立性公正性 ハラスメント対策委員会の独立性をどう担保するのか
- ・ 実効性 目撃者や把握した者が相談することを可能にすべきでは
- ・ 被害者への支援、心理的ケア、2次加害防止措置の必要
- ・ 運営・検証
 - ・ 実施状況の公開の必要
 - ・ 3年程度で時限を区切っての見直しの必要

2 田中 ゆき 議員（田中ゆき）＜2分＞

- ・ 相談案件が暴行や傷害など刑法に触れる可能性がある場合、警察との関係はどうなるのか、相談者に対する支援はあるのか
- ・ 「議員が正当な理由なく相談員や対策委員が行う調査に協力しなかった場合に、対応措置が必要でないか」との考えに対する見解

3 長谷川 えつこ 議員（長谷川えつこ）＜2分＞

- ・ 過去の事案に対する柔軟な調査・対応の検討
- ・ 厳正かつ客観的な調査体制の確立

4 大野 トモイ 議員（大野トモイ）＜3分＞

- ・ 議員の優越的地位
- ・ 調査報告書の取扱い
- ・ ハラスメントを行った議員の氏名等の公表等

< >は発言申告時間